

随意契約理由

令和4年(2022年)11月18日

契約担当課名	豊中市伊丹市クリーンランド 再資源・搬入課
発注担当課名	豊中市伊丹市クリーンランド 再資源・搬入課
契約名称	料金徴収機キャッシュレス化対応業務
契約内容	リサイクルプラザにおける計量データ処理装置設備の キャッシュレス化
契約締結日	令和4年11月18日
及び契約期間	令和4年11月18日～令和5年1月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	尼崎市南初島町 12-6 株式会社 アセック
契約金額	2,510,750 円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、豊中市伊丹市クリーンランドリサイクルプラザ内に設置されている計量データ処理装置設備のキャッシュレス化対応を目的とする</p> <p>当該設備は、株式会社アセックの固有の技術に基づいて設計・施工されたものであり、本業務の施工部分と既設設備とは密接不可分の関係にあることから、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設の設備の使用においてトラブルが生じた場合の</p>

責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため、上記根拠法令に基づき随意契約を行うもの。